

多世代の多様なニーズに応える看多機の推進に向けた取り組み

地域において居宅などで療養する利用者を支える看護小規模多機能型居宅介護（看多機）の普及と設置推進が求められている。本特集では、看多機の現状と機能強化とともに、これまで紹介した事業所に加え、医療機関の敷地内の事業所、都道府県看護協会の事業所の取り組みを紹介する。

2040年に向けた

看護小規模多機能型居宅介護（看多機）の 機能強化・普及推進 日本看護協会 常任理事 田母神裕美

日本看護協会は、重点政策に「全世代の健康を支える看護機能の強化」を掲げ、重点政策に基づく重点事業に「訪問看護・看多機の提供体制強化に向けた取り組み」を位置づけ、居宅を中心とした療養支援の充実に取り組んでいます。2040年に向かう社会の姿を見据え、全世代に対する地域包括ケアシステムを構築し、どのような健康状態にあってもその人らしく暮らすことを支援していくための体制整備が急がれる中、看多機は地域においてその拠点となることが期待されるサービスです。



2024年4月1日に施行となった介護法改正では、本会の要望が実現し、看多機の法律上の定義に「通い」が「泊まり」における看護の提供があらためて明記されました。

看多機は「訪問看護」「訪問介護」による利用者の居宅でのケアとともに、看多機事業所での「通い」「泊まり」を提供するサービスです。「医療ニーズ」を有する中重度の要介護の高齢者の地域での療養を、四つのサービスを利用者の状態に応じて柔軟に提供し、療養を支えるサービスであることを、あらゆる機会に共有していきたいです。

また、看多機は介護保険法上の「地域密着型サービス」であり、市町村長が指定する介護サービス事業所です。このため、看多機を利用できるのは、原則として当該事業所が所在する市町村の住民とされています。近隣の市町村の住民が利用できる仕組みはありますが、①利用に関して自治体の同意を得て、②看多機事業所が住民の住む市町村から指定を受ける手続が必要であるなど、手続きに要する期間などが課題です。この課題の解決に向けては、本会要望を受け、厚生労働省の補助事業で、広域利用の手引き★1が作成され、市町村間で事前に合意することで、都度の同意が不要となることなど厚生労働省から周知されました。

そして、冒頭に述べた「全世代」に対する対応体制の観点では、看多機におけるケアを必要とする利用者は、高齢者のみではない、という点に対応する必要があります。平成30年度の国の制度改正によって、共生型サービスが創設され、看多機は介護保険の対象者以外に、障害認定を受けた障害児・者の通い・泊まり機能のサービスを提供することが可能となりました。一方、本会がこれまで実施した関係者へのヒアリングでは、介護保険や障害福祉サービスの対象とならない若年者などのニーズがあることが明らかとなりました。若年者などは、現行制度において介護保険の訪問看護を利用することができず、地域における療養生活を継続する上で、通い・泊まりのサービスを必要とする方が増えています。このため本年度、本会では事業所の協力を得てモデル事業を実施し、看多機の利用対象者拡大に関する制度改正の実現に向け、エビデンスの集積を図ることになりました。

全国の看多機では「地域をまるごと」の考えの下に、医療ニーズを有する場合にも地域での療養を継続できるように、一人ひとりの利用者の個に応じたニーズに応えるケアが展開されています。本会では、利用者が必要とするサービスへのアクセスを可能にするために、そして、事業所の安定的な運営に向け、看多機の周知・普及、制度改正や報酬改定★2の要望などに取り組まれています。

- ★1 看護小規模多機能型居宅介護の広域利用に関する手引き（令和5年度 厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業 看護小規模多機能型居宅介護の特性を踏まえた普及を図る方策に関する事業 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001213668.pdf>
- ★2 令和6年度介護報酬改定（本紙3月号3面掲載）

多世代の多様なニーズに応える

看多機の役割・機能

1. 看多機の現状

看多機は、2024年3月時点で全国に1,018の事業所があり年々増加しているが、2024年度からの第9期介護保険事業計画におけるサービス量の見込みにおいて、2023年度介護サービス量実績値2.1万人に対し、2025年度では3.1万人（49%増）、2040年度には3.6万人（76%増）、と利用者数の伸びが最も高く見込まれており、看多機の設置推進に向けた一層の取り組みが必要である。

2. 介護サービスとして、 要介護高齢者を支える

2040年に向かって、高齢者人口のうち85歳以上人口の増加が大きいことに着目する必要がある（図1）。要介護認定率は、年齢とともに上昇するが、65歳から69歳では2.8%にに対し、75歳から79歳で11.9%と約6割に85歳以上では57.7%となり、特に85歳以上では57.7%と約6割に何らかの支援や介護が必要と認定されている（図2）。医療・介護の複合的なニーズを有する85歳以上人口の増加を踏

まえると、日常生活におけるケア、状態の変化への対応、看取りまで対応できるサービスの整備が課題となっている。

看多機は、医療ニーズを有する中重度の要介護高齢者の居宅などへの訪問看護、訪問介護と看多機事業所での通い、泊まりを通して、看護職をはじめとした多職種協働により利用者、家族を支えている。

看多機において、利用者の「生きる」を支えている中で、特に人生の最期までを支える、在宅療養におけるターミナルケアの重要性が挙げられる。図3は看多機事業所への調査結果であるが、ターミナル期に利用者の心身の状態に即したケアニーズが高くなる中で、看多機を利用することにより、利用者が希望するところの看取りにつながっている。

3. 看多機の利用者拡大に 向けた取り組み

共生型サービスとしての機能拡大

2018年度の報酬改定によって、看多機は共生型サービスとして指定を受けることにより、障害児・者への通い、泊まりのサービスを提供す

ることが可能となっている。訪問看護の利用者である医療的ケア児に対する通い・泊まりの機能として、利用者と家族を支えることや、地域の障害者により身近な場所でサービスを提供することは、世代を超えた多世代の交流を可能とし、利用者へのメリットにつながる。

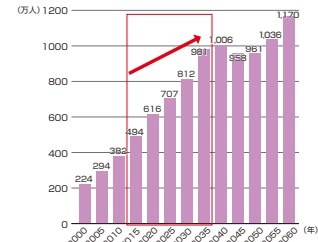
さらなる対象者のニーズに 応えるために

小児や若年層（AYA世代）など、介護保険や共生型サービスの対象に該当しない在宅療養者は、現行制度下では看多機などの介護保険サービスを利用できない。そのため、通い・泊まりの機能が必要となる場合、ホームホスピスなどの自費サービスを利用して在宅療養を行っている現状がある。

そこで本会は、今年度、現行制度下において看多機の利用対象外の在宅療養者を看多機で受け入れるモデル事業を実施し、実際に提供したケア内容や効果、ならびに必要な体制などを明らかにする。

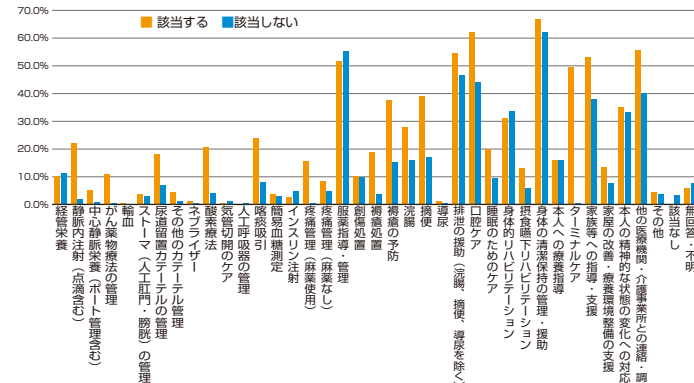
在宅療養を望むあらゆる世代、あらゆる状態の療養者が、安心して在宅で暮らせるよう、医療ニーズの高い療養者へも一体的なサービスを提供する、看多機の利用対象者拡大に向け、引き続き取り組む。

図1 85歳以上の人口の推移



【日本の将来推計人口】国立社会保険・人口問題研究所：日本の将来推計人口（令和5年4月推計）1.出生中位（死に中位）推計
【実例】総務省統計局「国勢調査」（年齢不詳を年分修正した人口）

図3 利用者のターミナル期該当状況別・看多機で実施しているケア（複数回答）



出典：令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護の普及等に関する調査研究事業」報告書（日本看護協会）

病院との連携で、敷地内看多機として地域全体を支援

看護小規模多機能型居宅介護事業所せいいい緑町

静岡県沼津市の聖隷沼津病院と設立体および敷地を同じくする、看護小規模多機能型居宅介護事業所せいいい緑町。2015年の開設以来、地域での在宅療養を支える要として機能してきた。

同院は、1996年に訪問看護ステーションを立ち上げ、在宅療養患者のサポートを行ってきた。しかし、医療ニーズの高さゆえに最期まで在宅での療養ができずに入院に戻る利用者も多く、同事業所の所長を務める櫻井悦子さんは「看多機」であれば、在宅療養でも受け切れるのではないかと考え、病院に提案し、開設に至った。事業所は資金面も踏まえ、病院の管理機2階を借り、フローヤすることになった。運営体制については当初、病院の医師から、担当としていい患者を夜間などに診る必要が生じるのではないかと、という負担感が挙げられていた。しかし、看多機の運営が始まり、利用者のうち8割の主治医は地域の診療所や病院であり、利用者の状態に変化がある場合は、昼間のうちに主治医に受診や相談をするなど、同院での夜間対応はほとんど生じることなく、徐々に医師からも受け入れられるようになった。また、利用者の重症度が高くな

った場合や、主治医の専門領域以外の疾患が生じた場合に、看多機を介して新たな患者が病院を利用するようになると、利用者の利便性だけでなく、病院の経営面でのメリットも大きく、好循環を生み出し始めた。

病院との連携によるメリット

開設9年目のいま、病院との連携はさらに密なものになっており、看多機運営において大きな役割を担っている。同事業所は、病院に業務する薬剤師が定期的に訪ね利用者の対応を行っており、利用者の薬の処方だけでなく、医療用薬、インスリン関連の相談などにも対応をしている。事業面でも、病院費の活用で、透析などの医療ニーズに対応できている。そこで準備の負担が軽減された。食、食事の盛り付け、目の前でおつやを調理する点、食飲を刺激する工夫を重ねている。このよ

うに、病院との連携を行うことで、専門的なサポートが可能となるだけでなく、看護職や介護職が、それぞれの職務に専念できる体制を作ることができた。また、訪問看護ステーションと業務する理学療法士も、看多機でリハビリ対応を行っており、その結果、利用者の要介護度が改善するなどさまざまな効果をもたらしている。

さらなるサービス拡充に向けて

同事業所は、新しくサテライト事業所を開設する。現在、高齢者向けのサービス提供が中心となっているが、新しい事業所を開設することで、40～50代の要介護の利用者にとって使い勝手の良い空間を作ることができると考えている。それだけでなく、新しい事業所は平屋で、地域の人々に訪れやすいうえに設計した。「事業所の一部を活用し、地域住民の健康相談の場を作ること、より地域に還元したい」と思っている。それだけでなく看多機としてもっと機能を磨かなければならないと考えている」と櫻井さんは展望を語った。



櫻井所長（左）と訪問看護STの宇佐美さん（右）

施設概要 ■宿泊室：8室 ■看護師：18人（うち、専任：1人） ■介護職員：13人 ■利用登録者数：25人

事業所と地域での活動で要介護者と家族を支援

公益社団法人香川県看護協会立事業所在宅ケアステーションみちしるべ

公益社団法人香川県看護協会が運営する看護小規模多機能型居宅介護事業所である在宅ケアステーションみちしるべは、2007年に介護通所施設として開設したが「医療ニーズの高い高齢者の在宅医療を支えることを目的に、2013年に看多機へと移行した。その後、体制を強化するために、2020年に訪問看護ステーションと看多機を統合し、高松ケアステーションみちしるべとして活動している」と同事業所の長内秀実さんは語る。

医療ニーズへの対応と、 地域の要介護者の重度化予防

本事業所の利用者は、全員が細やかな対応を必要とする要介護度5の高齢者や難病患者だ。終末期の利用者に対しては、それぞれの家族・介護者の状況も踏まえ、看取りの体制を取り、看多機で看取りの体制をあるという。これらの利用者のニーズに応えるため、24時間365日対応をしており、状況によって訪問看護ステーションに所属する診療・排泄ケア認定看護師が処置にあたると、2部門が統合された強みもいかなだ運営を行っている。また、医療機関との連携については、多職種連携のためのコミュニケーションツ

ルを用いて、利用者の状態などを密に情報共有できるように体制を整えている。

看多機の業務と併せて、地域の要介護者の重度化予防に積極的に取り組んでいるのも特徴として挙げられる。本事業所として、月1回「まちの保健室」として、在宅療養に関する相談への対応や、お茶会などを実施し、地域住民との交流を図っている。また、地域の高齢者の集まりで看護師や理学療法士が講演を行うなど、健康維持や介護、リハビリテーションなどに関して、より一層意識を深めてもらうようさまざまなことに取り組んでいる。これらの取り組みが、地域住民に看多機の役割や機能を知ってもらい、利用促進につながる良い機会にもなっている。

「いつもの暮らし」を支えるために

これらの地域住民との交流から、重度化予防として、要介護度の低い利用者の受け入れのニーズがあることは感じているが、現状では事業所の敷地面積の狭さなどの課題があり、新規利用者の受け入れ体制が整っていないため、ニーズへの対応はかたくなにない。しかし今後、看護職や介護職をはじめとした人員体制や設備の整備を行



「まちの保健室」の様子

うことで、要介護度の高い利用者だけでなく、予防の観点から軽度の利用者も受け入れ、地域のニーズに応えたいと考えている。このよう取り組みから、課題となったような経営の安定も図っていく予定だ。また、専門性の高い看護師と連携しやすい看護協会の強みをいかし、認定・専門看護師による介護者向け研修を企画するなど、地域への貢献につげている。「高齢化していく社会において、地域との交流を今まで以上に活発にすること、また、さまざまな状況の方々が自分らしい生活で地域で支えようとするように支援していく役割を在宅ケアステーションみちしるべとして担っていきたい」と長内所長は展望を述べた。

施設概要 ■宿泊室：4室（1日最大利用可能人数：8人） ■看護師：8人（うち、専任：4人） ■介護職員：4人 ■理学療法士：1人 ■現在利用登録者数：8人